

「袴田事件」最高裁差戻し決定を受け、一刻も早い再審無罪及びえん罪救済のための再審制度改革の実現を求める会長声明

最高裁判所第三小法廷は、2020年12月22日付けで、袴田巖氏の第二次再審請求事件について、再審請求を棄却した東京高等裁判所決定（原決定）を取り消して、本件審理を東京高等裁判所に差し戻す決定をした（本決定）。本決定により、静岡地方裁判所の再審開始決定が維持され再審が開始される可能性が高まった。

本件は、1966年に発生した強盗殺人・放火事件の犯人とされ死刑判決を受けた元プロボクサーの袴田巖氏が無実であることを訴えて再審を求めている事件である。

第二次再審請求審（2008年～）において、静岡地方裁判所は、2014年、新証拠である本田克也鑑定によるDNA型鑑定の信用性を認めた上で、5点の衣類が捜査機関によってねつ造された疑いのある証拠であることを認定して再審開始を認めると同時に袴田巖氏の即日釈放を命じた。ところが、検察官の即時抗告に対して、2018年、東京高等裁判所は再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却したことから弁護団は最高裁判所に特別抗告を申し立てた。

本決定は、原決定と同様、DNA型鑑定の信用性は否定したが、5点の衣類の色に関する味噌漬け実験報告書等の信用性を否定した原決定の判断については、その推論過程に疑問があり、専門的知見に基づかずに否定的評価をした点において審理不尽の違法があると判断し、原決定を取り消した上で、さらにこの点についての審理を尽くさせるために、本件を原審である東京高等裁判所に差し戻す旨を決定した。

本決定には、2名の裁判官の補足意見に加え、原審差戻しではなく最高裁で自判し再審開始決定を確定させるべきとする2名の裁判官（林景一裁判官、宇賀克也裁判官）の反対意見が付されている点は注目に値する。

袴田巖氏は、現在、84歳と高齢であり、47年間の長期間の身体拘束を経て釈放され、現在、親族と共に穏やかな生活を送っているが、袴田巖氏の救済に一日の猶予も許されない。

当会は、差戻し審においては、本決定の反対意見の趣旨も踏まえ、早急に審理を行い、一日も早い再審開始、そして袴田巖氏に対する無罪判決が下されるよう強く

求める。

そして、当会は、袴田氏の個別の支援にとどまらず、広く、再審制度改革の実現を求めるものである。

再審制度を巡る近時の当会会長声明としては、いわゆる大崎事件第3次再審請求事件の最高裁が、2019年6月25日、鹿児島地方裁判所及び福岡高等裁判所宮崎支部の再審開始決定をいずれも取り消し、再審請求を棄却したことに強く抗議する声明を発表している（「大崎事件」第3次再審請求特別抗告審再審請求棄却決定に対する会長声明（2019年7月9日））。

同事件において最高裁は、検察官の特別抗告の趣意は、適法な抗告理由に当たらないとしながら、再審開始を認めた決定を職権で取り消し、請求人らの再審請求を棄却した。これは、再審請求事件に関する従前の判例から大きく後退し、再審の扉を一層重くする内容となっており、極めて遺憾であった。

再審手続においては、何よりも「無辜の救済」の理念の実現が図られなければならない。そのためには、再審における証拠開示の制度化や、再審開始決定に対する検察官の不服申し立て禁止をはじめとする再審法改正など、再審制度そのものの改善が急務である。

当会は、これからも、えん罪を救済するための再審制度改革の実現を目指して全力を尽くす決意である。

2021年（令和3年）2月17日

宮崎県弁護士会

会長 成見 暁子

